

ご利用者の皆様へ

住宅の確認検査手数料等の減免措置について

この度の熊本地震で被災されました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

住宅センターでは、被災地復興の一助となるべく、建築確認申請等につきまして下記の通り手数料を全額減免する措置を実施いたします。

記

1. 対象者

熊本地震により住宅が滅失又は損壊し、鹿児島県内に一戸建ての住宅の新築をする個人建築主様

2. 対象住宅

鹿児島県内に新築する一戸建ての住宅（構造計算適合性判定を必要としないもの）で、次のいずれかに該当するもの。

- ・木造の建築物で階数が2以下、かつ延べ床面積が500㎡以下、高さが13m以下、軒の高さが9m以下の建築物
- ・木造以外の建築物で、階数が2以下、かつ延べ床面積が200㎡以下の建築物
- ・型式認定を取得した建築物

3. 減免対象となる申請手数料

建築確認申請手数料及び完了検査手数料を全額減免いたします。

※完了検査については、熊毛地区、大島地区、十島三島地区及び薩摩川内市甕島地区は、別途交通費等が必要となります。

4. 通常の申請書類の他に必要な書類

熊本地震^{※1}により、市町村及び消防署が発行する「罹災証明書」又は「被災証明書」の写し^{※2}

※1 平成28年熊本地震及びこれらに引き続き発生した余震が対象

※2 ※1の地震による震動、液状化等の地盤被害等により、住宅又は建築物が半壊以上の被害を受けた場合が対象

5. 対象期間

- ・確認済証の交付日が平成29年3月1日から平成30年2月28日までである建築確認（計画変更に係るものを含む）
- ・検査済証の交付日が平成29年3月1日から平成30年2月28日までである完了検査

以上